

調布市におけるタブレット端末において、マルチメディアダイジェー教科書（以下ダイジェー教科書）を活用する手順及び仕組みについて推進するとともに、調布市内特別支援教育における小・中学校において幅広く使用されることを想定している。

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議 中間まとめ（令和3年3月）
文部科学省告示において、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととされている。本検討会議では、この基準の見直しについて検討を行い、昨年12月、児童生徒の健康に関する留意事項について周知・徹底を図り、必要な対応策を講じるとともに、ICTの活用に係る教師の指導力の向上のための施策等を講じていくことを前提として、デジタル教科書の活用の可能性を広げて児童生徒の学びの充実を図るために、当該基準を撤廃することが適当であると提言した。

ダイジェー教科書とは？

日本ダイジェーコンソーシアム

平成26年度から、文部科学省の音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究事業として、ダイジェー教科書製作の効率化に取り組み、製作基準を整備するとともに教科書数を拡充している。

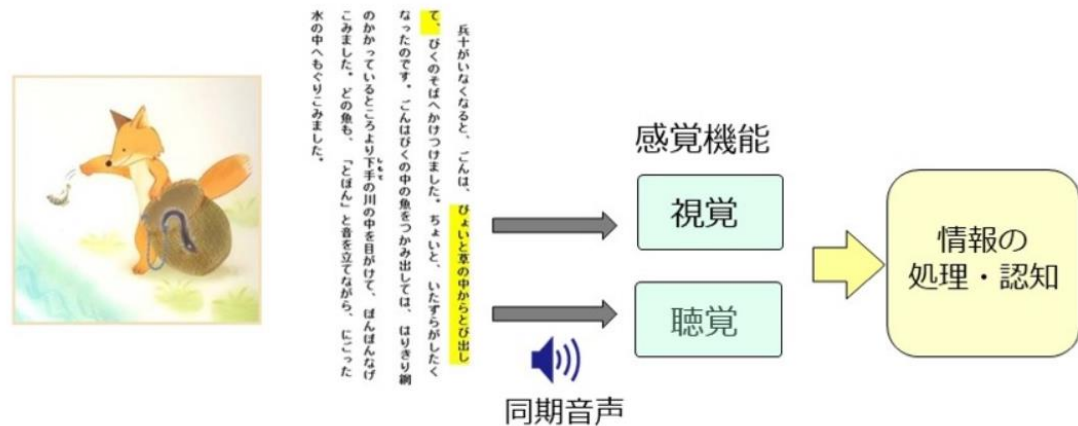
なぜダイジェー教科書が必要なのか

○知的にも視覚や聴覚にも問題はないのに、印刷物の読みに困難を持つ場合がある。



○文字がにじむ、ゆらぐ、鏡文字になったり文字がかすんだりといった見え方の問題だけでなく、「記号」である文字を「音」として認識することが困難だったり、名称を想起する速度が遅いことによって、読みの困難さが起こると言われている。

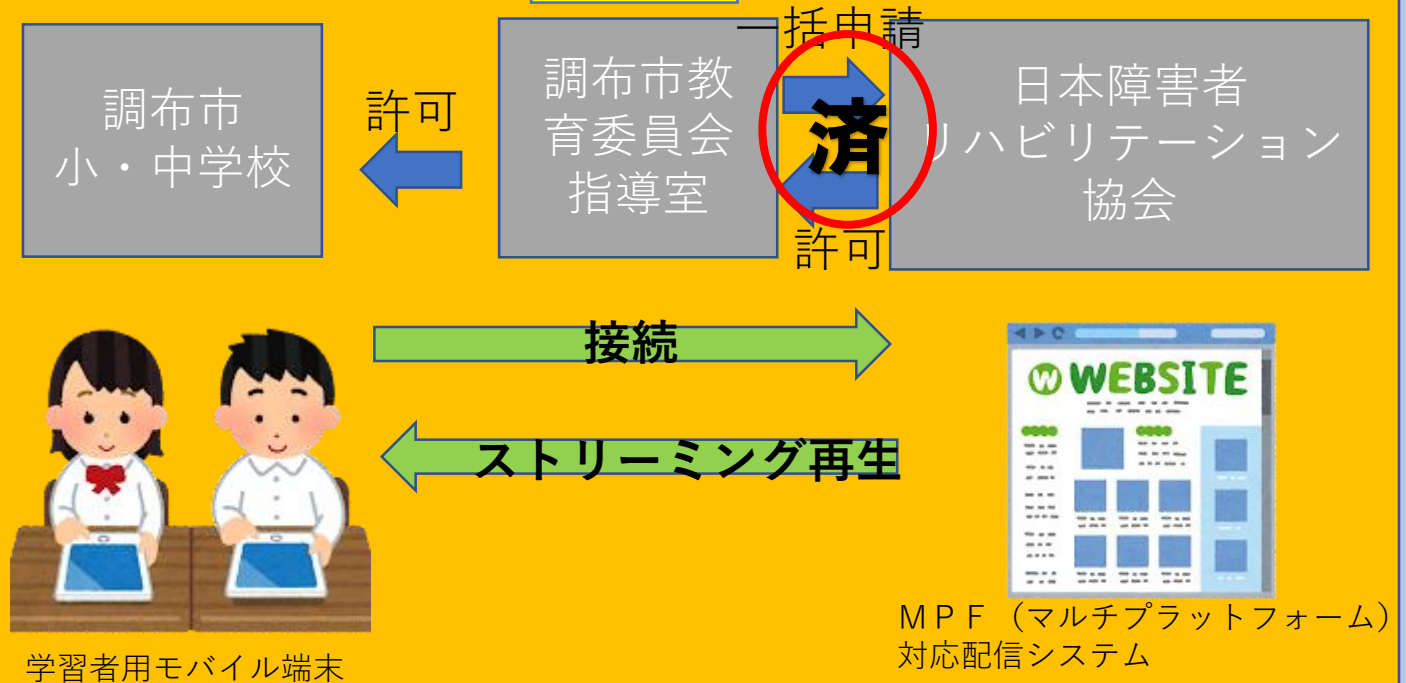
ダイジェー教科書の特徴



ダイジェー教科書では、テキストがハイライトして、その部分を音声で喋ってくれるので、どこを読んでいるかがわかり、見て情報をとることが難しい場合は、音で情報をとることができるため、読みの困難さへの課題へ対応することが容易である。

ダイジェー教科書の利用について

利用の流れ



MPF（マルチプラットフォーム）
対応配信システム

	申請	利用	使用後
小・中学校	学校と利用児童・生徒保護者で「使用申請書」を取り交わす。	管理職から指導室教育支援係へ申請する。（電話等）	ID及びPWまたはQRコードを活用し、必要な教科・単元の教科書を適宜ストリーミング再生して使用する。
指導室		学校へ学校及び学年のURL及びQRコードを付与する。	3月10日（金）までに、利用全児童・生徒の情報を https://sb.jsrpd.jp/login から自校の「校内用ID及びPW」を使用してログインし、報告する。報告は「ブラウザからの利用報告」を選択すること。Excelでは報告しない。
			教育委員会の管理ページから各学校の利用報告書をアップロードし、協会に報告する。